

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市左京区北白川琵琶町他地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	道路防災点検（その3）業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課（所）名	土木管理課	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 建設局

チェック欄	

委 託 概 要

履行路線				路線	76
安定度調査	箇所	16	防災ｶﾙﾃ作成(新規)	箇所	8
防災ｶﾙﾃ点検(既往)	箇所	408			

委 託 理 由

道路防災点検とは、道路のり面等における災害リスク箇所の抽出及び点検等を行うものであるが、本業務は、令和6年度発注の道路防災点検（その1）業務委託により抽出した災害リスク箇所における防災ｶﾙﾃの作成、及び既往防災ｶﾙﾃの点検等を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年6月
歩掛適用年月	2025年6月
基準適用年月	2025年6月
単価地区	2601: I 地区

見積参考資料1

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
全国標準積算資料 土質調査・地質調査	令和5年度改訂 歩掛版	(一社) 全国地質調査業 協会連合会	安定度調査 安定度調査票, 報告書作成 防災カルテ作成 防災カルテ, 報告書作成	

業務委託料内訳書

業務名	道路防災点検（その３）業務委託					業 項 種 目	土木設計業務 道路施設点検	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路施設点検			式	1				
防災ｶﾚ点検			式	1				
計画準備			式	1				
計画準備 防災ｶﾚ点検			業務	1				内 1号
安定度調査			式	1				
安定度調査		落石・崩壊, 岩盤崩壊, 地すべり, 土石流(丘陵地・低山地)	箇所	14				
安定度調査		擁壁	箇所	2				
安定度調査票, 報告書作成			箇所	16				
防災ｶﾚ作成		新規	式	1				
防災ｶﾚ作成		落石・崩壊, 岩盤崩壊, 地すべり, 土石流(丘陵地・低山地)	箇所	8				
防災ｶﾚ, 報告書作成			箇所	8				
防災ｶﾚ点検		既往	式	1				
防災ｶﾚ点検		落石・崩壊, 岩盤崩壊, 地すべり, 土石流(丘陵地・低山地)	箇所	335				

業務委託料内訳書

業務名	道路防災点検（その3）業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 道路施設点検
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防災ｶﾅ点検	盛土	箇所	13				
防災ｶﾅ点検	擁壁	箇所	58				
防災ｶﾅ点検	橋梁基礎の洗堀	箇所	2				
防災ｶﾅ修正, 報告書作成		箇所	408				
共通		式	1				
共通(設計業務)		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ		業務	1				内 2号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(設計)		式	1				
直接原価（その他原価除く）		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	道路防災点検（その3）業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
その他原価		式	1				内 3号
一般管理費等		式	1				内 4号
設計業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				
設計業務委託料		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	計画準備 防災カテ点検						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	計画準備		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	打合せ						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha \div (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

特 記 仕 様 書

委託業務名 道路防災点検（その３）業務委託

履 行 場 所 京都市左京区北白川琵琶町他地内

第 1 章 総 則

第 1 条

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、下記によるものとする。

- ・「土木設計業務等委託必携（令和 7 年 2 月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）
- ・「点検要領（平成 18 年 9 月 29 日付）事務連絡 国土交通省道路局 国道・防災課 道路における危険箇所の再確認について）」（以下「平成 18 年点検要領」という。）
- ・「防災カルテ作成・運用要領（平成 8 年 12 月）財団法人道路保全技術センター」
- ・「三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）（令和 3 年 10 月）国土交通省道路局 国道・防災課」（以下「令和 3 年抽出要領」という。）
- ・「道路防災点検の手引き 豪雨・豪雪等〔改訂版〕（令和 4 年 3 月）一般社団法人全国地質調査業協会連合会」（以下「令和 4 年手引き」という。）

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒
「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第 2 条

次の事項については、受注者独自の判断で実施してはならない。必ず監督員に報告して確認しなければならない。

- 1 設計図書に明示していない事項の処理
- 2 設計変更に係る事項の処理
- 3 地元関係者との協議に係る事項の処理

第 3 条 業務委託契約書について

前払金は、請負代金の 30% 以内とする。

第 4 条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第 5 条（電子納品）

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務

段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和６年３月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

- ２ 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R）で１部提出するとともに、紙媒体で１部提出する。なお、協議により電子成果品を２部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。
- ３ 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第２章 業務内容

第６条（目的）

道路防災点検は、山間部の不安定な斜面や道路構造物の健全度などを把握するため、全国的に実施されているものであるが、本市では平成８年度及び９年度に約２，０００箇所の道路防災総点検を行い、現在の道路防災点検の元データとなっている「防災カルテ」を作成した。その後、平成２３年度には紙媒体であった防災カルテのデータを電子媒体化し、京都市公共物GIS上で管理することにより、道路防災点検パトロールを効率的に実施し、災害発生に至る要因の早期発見と災害の未然防止を図っている。

防災カルテ作成から１０年以上が経過した平成２４年度及び２５年度には、平成１８年点検要領、「道路防災点検の手引き（豪雨・豪雪等）（平成２１年５月）（財）道路保全技術センター）に掲載」に基づき、点検箇所の評価の見直しを行った。

防災カルテの見直しからさらに１０年以上が経過したため、防災カルテの見直しを行うが、令和３年１０月に令和３年抽出要領により、平成１８年点検要領の一部が改定されたため、令和６年度発注の道路防災点検（その１）業務委託において、点検箇所の絞込みに三次元点群データを活用する等、より高度な評価を行った。本業務では、令和６年度業務の成果を用いて、平成１８年点検要領及び令和４年手引きに基づき防災カルテの作成及び点検を行うものであり、斜面・構造物等の最新情報を把握し、計画的・効率的な道路防災対策の推進を図るものである。

第７条（打合せ等）

- １ 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ１回、成果品納入時の計３回行うものとする。ただし、中間打合せは、計画準備後の１回行うものとするが、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

- ２ 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち合うものとする。

第８条（貸与品）

点検基礎資料として次の資料を貸与する。

- ・管内図
- ・既往点検資料（令和６年度 道路防災点検（その１）業務委託成果品含む）
- ・安定度調査実施箇所一覧（新規箇所）
- ・防災カルテ点検実施箇所一覧（既往箇所）
- ・その他必要な資料

第９条（計画準備）

業務実施に当たり、既存資料の収集整理等を行うとともに、業務計画を立案・作成する。
対象路線（履行場所）は特記事項のとおりとする。

第１０条（安定度調査）

安定度調査実施箇所一覧（貸与品）に記載された箇所について、現地再踏査による「安定度調査」を行い、「安定度調査表」等への記載及び付随する写真帳を作成する。

第１１条（防災カルテ作成）

安定度調査により防災カルテの作成が必要と判断された箇所について、資料調査および地表踏査等の詳細調査により災害の想定あるいは推定を行い、災害に至る可能性のある変状を着目点として、防災カルテを新規に作成する。

要対策箇所のカルテには、想定対策工として恒久対策工（レベル１）、通行止をできるだけ短期間で解除出来る対策工（レベル２）、それぞれの概算工事費を記入すること。なお、レベル１、レベル２が同一対策工でも構わない。

作成した防災カルテは、元データとともに、公共物ＧＩＳに搭載できるようＰＤＦデータも作成する。

第１２条（防災カルテ点検）

防災カルテ点検実施箇所一覧（貸与品）に記載された箇所を対象に、「着目すべき変状箇所」を中心に状況変化を把握する。

防災カルテ点検において、変化が認められた場合には、防災カルテの修正を行い、基本的な対策方針の立案を行う。

防災カルテ点検の結果安定度調査が必要と判断した箇所については、監督員と協議のうえ、安定度調査を実施すること。

第１３条（成果品）

報告書内容については、下記のとおりとする。

- ・業務の目的
- ・既存資料の収集整理
- ・点検箇所の概要
- ・点検計画の立案
- ・安定度調査結果
- ・防災カルテ点検結果

・ 考察

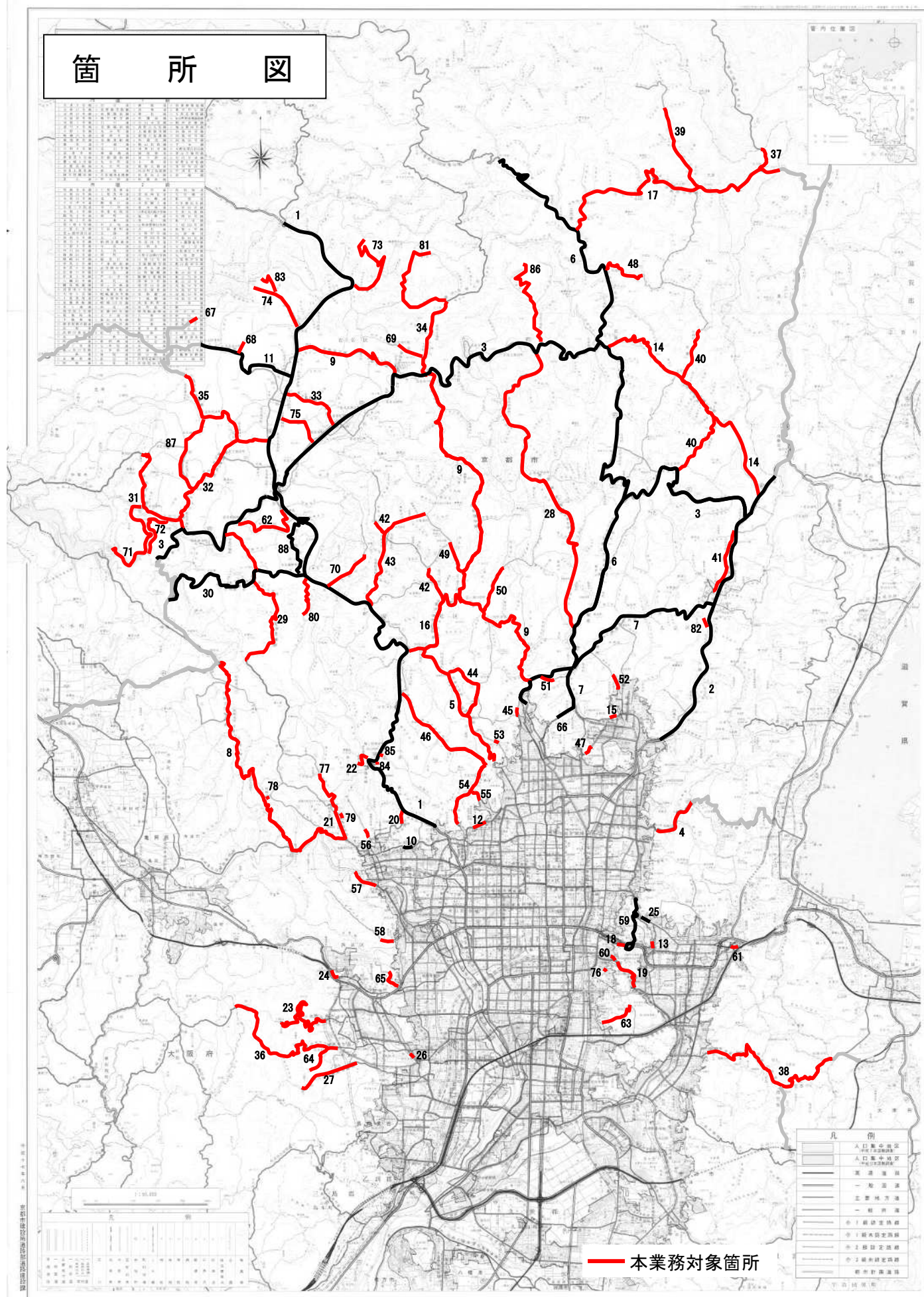
第 14 条（その他）

本市においては、過去の道路防災点検の結果等を元に「道路のり面維持保全計画」を策定し、計画的に道路のり面の防災対策を実施しており、今回の点検結果を活用し、計画の改定を予定している。本市以外の自治体等における同様の事例等、計画改定に参考となる情報についても可能な限り収集し、報告すること。

特 記 事 項

No.	路線名	本業務対象
1	一般国道162号	-
2	一般国道367号	-
3	一般国道477号	-
4	主要府道下鴨大津線	○
5	主要府道西陣杉坂線	○
6	主要府道京都広河原美山線	-
7	主要府道下鴨静原大原線	-
8	主要府道京都日吉美山線	○
9	主要府道京都京北線	○
10	主要府道宇多野嵐山山田線	-
11	主要府道佐々江下中線	-
12	主要市道衣笠宇多野線	○
13	主要市道勸修寺日ノ岡線	○
14	主要市道大原花脊線	○
15	一般府道神山岩倉停車場線	○
16	一般府道雲ヶ畑下杉坂線	○
17	一般府道久多広河原線	○
18	一般府道渋谷山科停車場線	○
19	一般府道勸修寺今熊野線	○
20	一般府道大覚寺平岡線	○
21	一般府道清滝鳥居本線	○
22	一般府道神護寺線	○
23	一般府道小塩山大原野線	○
24	一般府道沓掛西大路五条線	○
25	一般府道四ノ宮四ツ塚線	-
26	一般府道中山向日線	○
27	一般府道向日善峰線	○
28	一般府道上黒田貴船線	○
29	一般府道愛宕弓槻線	○
30	一般府道宮ノ辻神吉線	-
31	一般府道中地日吉線	○
32	一般府道中地熊田線	○
33	一般府道塔下弓削線	○
34	一般府道佐々里井戸線	○
35	一般府道佐々江京北線	○
36	一般府道柚原向日線	○
37	一般府道麻生古屋梅ノ木線	○
38	一般府道醍醐大津線	○
39	一般市道久多2号線	○
40	一般市道大原17号線	○
41	一般市道大原26号線	○
42	一般市道真弓6号線	○
43	一般市道小野1号線	○

No.	路線名	本業務対象
44	一般市道小野9号線	○
45	一般市道西賀茂6号線	○
46	一般市道鷹ヶ峰2号線	○
47	一般市道岩倉上賀茂線	○
48	一般市道尾越寺谷線	○
49	一般市道雲ヶ畑4号線	○
50	一般市道雲ヶ畑中津川線	○
51	一般市道市原5号線	○
52	一般市道岩倉11号線	○
53	一般市道大宮5号線	○
54	一般市道千束御室線	○
55	一般市道衣笠緯40号線	○
56	一般市道嵯峨経30号線	○
57	一般市道嵐山68号線	○
58	一般市道松尾46号線	○
59	一般市道渋谷蹴上線	-
60	一般市道滑石通	○
61	一般市道山科小山緯11号線	○
62	一般市道魚ヶ淵線	○
63	一般市道深草9号線	○
64	一般市道大原野1号線	○
65	一般市道松尾御陵100号線	○
66	一般市道上賀茂経211号線	-
67	一般市道室谷線	○
68	一般市道赤石線	○
69	一般市道初川線	○
70	一般市道余野線	○
71	一般市道山合線	○
72	一般市道大向線	○
73	一般市道八丁線	○
74	一般市道弓削宮島2号線	○
75	一般市道弓削山国線	○
76	一般市道今熊野経14号線	○
77	一般市道嵯峨清滝幹70号線	○
78	一般市道嵯峨水尾21号線	○
79	一般市道釈迦堂清滝道	○
80	一般市道上区田尻谷線	○
81	一般市道西谷線	○
82	一般市道大原28号線	○
83	一般市道地谷原線	○
84	一般市道梅ヶ畑11-1号線	○
85	一般市道梅ヶ畑22号線	○
86	一般市道片波線	○
87	一般市道矢代宇津線	○
88	栗尾中区線(旧国道162号)	-

[illegible]

■ 本業務対象箇所

凡 例	
	人口集中地区 中住了半部族的人
	人口集中地区 中住了半部族的人
	高 速 道 路
	一 般 道 路
	主 要 商 业 街
	一 般 商 街
	※ 1 级指定线路
	※ 1 级未指定线路
	※ 2 级指定线路
	※ 2 级未指定线路
	新 市 町 界 限